

高圧ガス容器賃貸借契約書

本契約書は高圧ガスの販売に伴って生ずる高圧ガスの容器の貸借と、その管理に関して、本文書下段に定める甲と乙の間に於いて、次の通り契約を締結する。

- 第1条 甲は、高圧ガスの消費に必要な乙の所有する高圧ガス容器（以下容器という）を乙より1ヶ月間借り受ける。乙の定める条件を満たした場合は3ヶ月間に延長することができる。
- 第2条 甲は、乙より借り受けた容器に対して保証金 金 無償 円を乙に預託する。
- 第3条 甲の申し出により、乙の合意があれば容器の貸与期間を1ヶ月延長することができる。延長料金は、高圧ガス容器1本あたり月額 税別 500 円とする。貸与期間の延長は、甲の希望により繰り返すことができる。
- 第4条 第2条の保証金、第3条の延長料金については別に定めた契約・見積書があればそちらを優先する。
- 第5条 甲が乙より容器を借り受けてから 1年 経過した容器で、保安上事故の恐れがある場合や容器賃借料の支払いが滞るなど乙が必要と判断した場合は直ちに返却しなければならない。
- 第6条 甲は、乙より借り受けた容器内の高圧ガスの消費終了後は速やかに乙に容器を返却する。
- 第7条 甲は、乙より借り受けた容器とそこに充填された高圧ガスに関し、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の法令を遵守し安全に管理・使用し、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。甲が適切な高圧ガス取扱者ではないと乙が判断した場合は、第5条に関わらず、又、高圧ガス残量の多少に関わらず、即時に容器を返却をしなければならない。
- 第8条 容器再検査費用および公租公課については乙の負担とする。
- 第9条 甲は、乙より借り受けた容器について、甲の責による事由により、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、ただちに乙に連絡し、相応の弁償金を支払うものとする。容器に付属するキャップ、バルブ、スピンドル、調整器等の紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払いする。
- 第10条 本契約は締結の日から発効し、その有効期間は3ヵ年とする。内容に変更のある場合は期限2ヶ月前までに申し出で、甲乙協議する。変更の申し出がない場合は、さらに1ヵ年延長し、その後も同様とする。
- 第11条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意をもって円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（借主） 住 所 _____
 名 称 _____
 電 話 _____
 代表者 _____ (印)

乙（貸主） 住 所 埼玉県越谷市平方2366-1
 名 称 株式会社 大東医療ガス
 代表者 代表取締役 舟橋 昭 (印)
 電 話 048-940-9718

高圧ガス容器賃貸借契約書

本契約書は高圧ガスの販売に伴って生ずる高圧ガスの容器の貸借と、その管理に関して、本文書下段に定める甲と乙の間に於いて、次の通り契約を締結する。

- 第1条 甲は、高圧ガスの消費に必要な乙の所有する高圧ガス容器（以下容器という）を乙より1ヶ月間借り受ける。乙の定める条件を満たした場合は3ヶ月間に延長することができる。
- 第2条 甲は、乙より借り受けた容器に対して保証金 金 無償 円を乙に預託する。
- 第3条 甲の申し出により、乙の合意があれば容器の貸与期間を1ヶ月延長することができる。延長料金は、高圧ガス容器1本あたり月額 税別 500 円とする。貸与期間の延長は、甲の希望により繰り返すことができる。
- 第4条 第2条の保証金、第3条の延長料金については別に定めた契約・見積書があればそちらを優先する。
- 第5条 甲が乙より容器を借り受けてから 1年 経過した容器で、保安上事故の恐れがある場合や容器賃借料の支払いが滞るなど乙が必要と判断した場合は直ちに返却しなければならない。
- 第6条 甲は、乙より借り受けた容器内の高圧ガスの消費終了後は速やかに乙に容器を返却する。
- 第7条 甲は、乙より借り受けた容器とそこに充填された高圧ガスに関し、高圧ガス保安法および労働安全衛生法等の法令を遵守し安全に管理・使用し、使用上の一切の責任は甲が負うものとする。甲が適切な高圧ガス取扱者ではないと乙が判断した場合は、第5条に関わらず、又、高圧ガス残量の多少に関わらず、即時に容器を返却をしなければならない。
- 第8条 容器再検査費用および公租公課については乙の負担とする。
- 第9条 甲は、乙より借り受けた容器について、甲の責による事由により、紛失、損傷、その他使用に耐えざる状態、又は返還することが不可能な状態が生じた時は、ただちに乙に連絡し、相応の弁償金を支払うものとする。容器に付属するキャップ、バルブ、スピンドル、調整器等の紛失、破損した時もその相当金額を弁償支払いする。
- 第10条 本契約は締結の日から発効し、その有効期間は3ヵ年とする。内容に変更のある場合は期限2ヶ月前までに申し出で、甲乙協議する。変更の申し出がない場合は、さらに1ヵ年延長し、その後も同様とする。
- 第11条 本契約に定めのない事項については甲、乙、誠意をもって円満な解決を図ることとする。

以上本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（借主） 住 所 _____
名 称 _____
電 話 _____
代表者 _____ (印)

乙（貸主） 住 所 埼玉県越谷市平方2366-1
名 称 株式会社 大東医療ガス
代表者 代表取締役 舟橋 昭 (印)
電 話 048-940-9718

郵便用宛名

〒343-0002

埼玉県越谷市平方2366-1

株式会社 大東医療ガス

契約書係 行